

平成 21 年度税制改正要望事項(改正内容)

【資料 1-2-3】

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
○ 船舶の特別償却制度	<p>【償却率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外航環境低負荷船 (3000G/T 以上) 特償率 18% 	<ul style="list-style-type: none"> ・外航船： 延長・恒久化 	<ul style="list-style-type: none"> ・外航船： 対象を日本籍船のみに 限定した上、償却率 18%から 16%に縮小 	<p>外航船：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の特償率 18%で 2 年間延長 (但し、トン数標準税制選択事業者 の海外子会社保有の外国籍船は 16%に引下げ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内航環境低負荷船 (300G/T 以上) 特償率 16% 	<ul style="list-style-type: none"> ・内航船： 内航環境低負荷船の うち、特に省エネ・ CO2削減に資する船 舶については、現行 の 16%の償却率か ら 18%に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・内航船： 償却率 16%から 14% に縮小 	<p>内航船：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーエコシップ等環境性能の 高い船舶は 18%に拡充 ・その他は 16%で 2 年間延長 (但し、環境要件を厳格化)
○スーパー中枢港湾の特定 国際コンテナ埠頭におい て整備される荷さばき施 設等に対する固定資産 税・都市計画税の特例措置	<p>【課税標準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税標準：1/2 	延長	_____	現行内容で存続